

# 令和6年度「使用電力の見える化・運用改善モデル事業」実施業務委託仕様書

## 1 目的

本市では、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明するとともに、令和4年3月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素化に向けた取組を進めている。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要であるが、経営資源の限られる中小企業においては、大企業ほど脱炭素化の取組が進んでいないのが現状である。

そこで、市内中小企業の脱炭素化を促進するため、事業活動に伴う使用電力の見える化及びその運用改善による省エネルギー支援を実施する。また、他の中小企業への広がり・波及を促進するため、本市が作成する中小企業向け脱炭素経営事例集のコンテンツとして活用することを前提に、省エネ化事案を報告書として取りまとめる。

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 3 履行場所

川崎市内 他

## 4 「使用電力の見える化・運用改善モデル事業（以下、「本事業」という。）」について

### （1）事業概要

市内中小企業者の脱炭素化を推進する取組の一つとして、公募による本事業の対象事業者（以下、「モデル事業者」という。）に対し、使用電力の見える化及び運用改善による省エネルギー支援を実施する。また、一連の省エネルギー支援実施結果を、報告書として取りまとめる。

### （2）事業内容及び想定スケジュール

下記スケジュールは想定であり、変更になる可能性がある。

ア モデル事業者の募集・採択（令和6年7月～9月）

イ 使用電力の見える化（電力使用量の測定・測定結果の取りまとめ等）、運用改善の提案、モデル事業者が実施する運用改善に対する支援の実施及び省エネ化事案に係る報告書作成（令和6年10月～令和7年3月）

ウ 上記イで取りまとめた省エネ化事案を基にした事例集の更新（令和7年3月以降）

### （3）本委託における委託範囲

上記（2）イを本委託における委託範囲とする。その他、上記（2）アについて、受注者は発注者に対して必要な助言を行うこと。

## 5 業務内容

### (1) 使用電力の見える化・運用改善支援

受託者は、採択されたモデル事業者に対して、次の支援を行う。なお、支援の実施に必要な、モデル事業者との連絡・日程調整等は受託者が行うものとする。

ア モデル事業者の事業活動に伴う電力使用量を測定すること。電力使用量の測定においては、電力計を使用し、主要な設備ごとの電力使用量が把握できるようにすること。また、設置及び取り外し（原状復帰）が容易であるよう、可搬式のポータブル電流計を使用すること。

イ 上記アで測定した電力使用量を見える化し、省エネのための改善策をモデル事業者に提案すること。電力使用量の見える化にあたっては、測定結果に加えて、測定結果を踏まえた省エネ化実現に向けた運用改善の具体策に関する提案（以下、「改善提案」という。）を含め、モデル事業者が理解しやすい形式による報告書を作成することとし、その内容について、モデル事業者に説明を行うこと。報告書の様式は受託者が用意すること。改善提案は、モデル事業者が容易に取り組みやすいという理由から、運用改善を主とした内容を原則とする。

ただし、当該改善提案及びモデル事業者による具体的な運用改善の実施に当たって、各種機器・設備の導入、モデル事業者が使用している既存の機器・設備の交換等を一部行うことで、より効果的な省エネ化の実現が可能であると見込まれる場合は、全事案合計で税込110万円を上限として、機器・設備の導入、交換等を選択肢に含めた内容により改善提案を提示すること。

ウ モデル事業者が運用改善を実施するにあたり、必要な調整及び支援を行うこと。なお、モデル事業者と調整の上、改善提案に基づく機器・設備の導入、交換等を実施する場合は、当該対応に必要な経費を含め、受注者の負担と責任により対応すること。

エ モデル事業者による運用改善実施後において、モデル事業者の電力使用量を再測定すること。電力使用量の再測定においては、上記アと同様に実施すること。

オ 上記ア及びエで測定した電力使用量をもとに、運用改善実施前後の電力使用量を見える化するとともに、運用改善の有効性について評価し、報告書に取りまとめ、モデル事業者に説明を行うこと。報告書の様式は上記イと同様に受託者が用意すること。

### (2) 省エネ化事案に係る報告書作成

上記（1）の使用電力の見える化・運用改善支援で実施した省エネ化事案を取りまとめ、事案報告書を作成すること。

## 6 支援実施想定事業者数

5社以上

## 7 業務スケジュール

上記4（2）を目安として、発注者が受注者と協議の上決定する。

なお、1社あたりの支援実施期間は、測定後にモデル事業者が実施する運用改善のための期間及び運用改善後における電気使用量の再測定に必要な期間を確保するものとする。

## 8 成果物

次のものを電子データで発注者に提出する。報告書は、その内容を市が作成する中小企業向け脱炭素経営事例集のコンテンツとして活用することを前提としているため、PowerPoint ファイル等編集が容易なファイル形式で提出するものとする。

- (1) 使用電力の見える化・運用改善支援で作成したすべての報告書
- (2) 省エネ化事案を取りまとめた報告書

## 9 その他留意すべき事項

- (1) 業務の進捗状況や、提案事項等は随時報告するなど、発注者と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。
- (2) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。また、改善提案に基づく機器・設備の導入、交換等にかかった費用が税込110万円より少なかった場合には、原則として委託料の変更を行う。
- (3) 本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は、発注者に帰属する。
- (4) 業務の実施にあたり知りえた情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らす、流用してはならない。
- (5) 業務に関する内容は、発注者に許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 業務の実施に関して、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事象が生じたときは、その都度協議して決定する。
- (8) 本事業を行うにあたっては、創出される成果が可能な限り市内企業へ波及するように努めること。